

令和8年5月25日

第35回村上市農業委員会会議録

第35回村上市農業委員会総会を令和8年5月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	4 番	高	橋	大亮
5 番	遠	山	和孝	6 番	遠	藤	俊樹
7 番	斎	藤	博	8 番	稲	葉	浩之
9 番	阿	部	正一	12 番	船	山	寛
13 番	島	田	幸男	14 番	田	村	昭一
15 番	佐	藤	裕介	17 番	佐	藤	健吉
18 番	大	倉	毅	19 番	富	樫	与志栄
20 番	富	樫	あゆみ				

2. 欠席委員は次のとおりである。

10 番	佐	藤	昌夫	11 番	板	垣	栄一
16 番	加	藤	孝平				

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

報告第2号 農地法第3条許可処分の取消しについて

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について

議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

議案第5号 村上市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員の任命について

その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	東
事務局 次 長	中 村
事務局 係 長	田 島
事務局 主 任	蒲 澤

東局長

それでは、時間になりまして、予定している委員の皆様出席しておりますので、第35回村上市農業委員会総会を始めさせていただきます。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は議席番号10番、佐藤昌夫委員、議席番号11番、板垣栄一委員、議席番号16番、加藤孝平委員の3名です。よって、本日の出席委員は17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数でありますので、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に当たりまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

東局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

石山会長

それでは最初に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第35回村上市農業委員会総会議事録署名委員には、議席番号14番、田村委員、議席番号15番、佐藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

報告に入る前に、局長から追加議案について説明を申し上げます。

東局長

皆様のお手元に本日の総会議案の表紙と議案第5号 村上市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員の任命についてということで、追加でお配りさせていただきました。大変申し訳ありませんが、既にタブレットにお送りしておりますデータではなく、本日お配りした議案の次第と追加議案を含めた議案で進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

石山会長

それでは、日程4の報告に入ります。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを事務局から報告願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1ページ御覧いただきたいと思います。今月1件でございます。番号1、申請人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては9筆、2,085平米でございます。申請事由としましては、申請地は20年以上前から耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

(位置説明省略)

報告は以上でございます。

石山会長

次に、報告第2号の農地法第3条許可処分の取消しについて、これについても報告願います。

田島係長

それでは、3ページを御覧ください。報告第2号 農地法第3条許可処分の取消しについて説明いたします。

こちらの案件につきましては、令和8年3月総会において審議、可決され、許可処分をしておりましたが、その後、譲渡人から譲受人に対し売買をやめたいとの相談があり、両方で協議し、合意の上、このたび許可処分の取消し申請書が提出されたものであります。売買契約及び所有権移転登記前であったため、許可処分の取消しは可能であり、申請を受理しましたので、ご報告いたします。

報告第2号に関する説明は以上でございます。

石山会長

ただいまの報告第1号、第2号についてご質問、ご意見等がありましたら、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

それでは、報告は以上とし、日程5の議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

田島係長

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をいたします。

4ページを御覧ください。今月は、贈与が3件、売買が2件、合わせて5件でございます。

初めに、贈与の案件について説明いたします。番号1番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積29平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。

次に、番号2番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積25平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。

次に、番号3番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積297平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。

番号1番から番号3番の農地につきましては、譲受人が同一の方であります。譲受人の祖父の時代からずっと耕作をしており、譲渡人からも事情が分かる方が元気なうちに所有権移転を進めてもらいたいとの相談を受け、このたび申請があったものでございます。

続きまして、売買の案件について説明をさせていただきます。番号4番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積625平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。

次に、番号5番です。議案が2ページにまたがっております。譲渡人、神奈川県〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田7筆、畑2筆、計9筆、地積合計が2,981平米、契約の種別が所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。こちらの案件については、譲渡人が相続したものの、県外在住であり、今後帰郷する予定もないことから、親戚関係にある譲受人に売買し、処分したいとの意向を確認しております。

(位置説明省略)

位置図の説明は以上となります。

以上、説明いたしました贈与と売買5件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

石山会長

ただいま説明のあった案件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

10ページ御覧いただきたいと思います。今月は7件でございます。番号1、譲渡人、村上市〇〇

〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、523平米、転用目的は駐車場敷地、契約は寄附となっております。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者は現在8台分の駐車場を有しているが、葬儀、彼岸などの法要時には駐車場が不足するため、付近で土地を探していたところ、譲渡人より申請地の寄附の申出があったことから、このたび転用申請するものです。なお、申請地は用途地域、第1種住居地域に位置し、住宅が建ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。駐車場、砂利敷き19台。

続きまして、番号2、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人が村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、906平米、転用目的は資材置場敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。備考としましては、申請者は現在塗装業を営んでおります。このたび、経営規模拡大を図るため、新たに資材置場を探していたところ、申請地が条件に合ったことから転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（準工業地域）に位置する農地です。資材置場906平米です。

続きまして、11ページ御覧いただきたいと思います。番号3の案件でございます。譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、275平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を検討し、利便性等から申請地を最適と考え転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。木造2階建て1棟、建築面積61.62平米です。

続きまして、番号4、貸人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、595平米、転用目的は資材置場敷地、契約は賃貸借、対価〇〇〇〇円、農地区分は第2種農地です。この〇〇〇〇は、今回、国道7号の歩道工事を受注したものに伴うものとなっております。備考としましては、一時転用、利用期間は令和8年5月26日から令和9年4月24、全体面積595平米、関係者2名となっております。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと思います。番号5から7の案件は同一箇所となっております。番号5、貸人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人は三条市〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、333平米、転用目的は工事用道路及び資材置場、契約は賃貸借、対価〇〇〇〇円、農地区分は第2種農地、備考としましては、こちらのほうは朝日温海道路の工事に伴うものでございます。一時転用、利用期間は令和8年6月1日から令和9年4月30日まで、全体面積といたしましては476平米、工場用道路が30メートル、資材置場は280平米となっております。関係者は4名でございます。

続きまして、番号6、貸人が村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人は5番と同じでございます。土地につきましては1筆、127平米、転用目的以降は番号5と同じでございますので省略いたしま

す。対価につきましては〇〇〇〇円となっております。

続きまして、番号7、貸人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人は番号5と同じでございます。
土地につきましては1筆、16平米、転用目的以降は5番と同じなので省略させていただきまして、
対価は〇〇〇〇円でございます。

(位置説明省略)

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いします。

20番、富樫委員。

富樫あゆみ委員

20番、富樫です。議案第2号、番号1の案件につきまして、5月8日に現地調査を実施いたしましたので報告します。

当日は農業委員4名、推進委員2名、事務局から中村次長が出席し、現地調査を行いました。
今回の申請は、譲受人の〇〇〇〇において、お盆や法要などのときに駐車場が足りず困っていたところ、檀家である〇〇〇〇さんから申請地の寄附の話があったということでした。現地では、申請者である〇〇〇〇のご住職である〇〇〇〇氏立会いの下、調査を実施いたしました。申請地は、現在耕作はされておりましたが、草刈りはされ、管理をされている農地でした。また、都市計画法の用途地域に位置する農地とのことでした。被害防除計画としましては、盛土はせず、現状に砂利を敷く計画で、水道の使用もないとのことから、周囲の農地への汚水や土砂の流失のないことを確認いたしました。

以上から、今回の転用申請につきまして、村上地域といたしましては委員全員で許可すべきものと意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

次に、議案番号2番について調査報告をお願いいたします。

15番、佐藤委員。

佐藤裕介委員

15番、佐藤です。村上地域では、〇〇〇〇資材置場敷地の現地調査を行いましたので、報告いたします。

5月8日1時30分より、農業委員4名、推進委員2名、事務局より中村次長、現地には〇〇〇〇立会いの下、現地調査を行いました。申請地は、建物に囲まれているようなところで、耕作している農地もなく、舗装等の工事もせず、現状のまま使用するとのこと、周囲への影響はないと思われます。

このことから、委員全員許可すべきものとの意見となりました。ご審議よろしく申し上げます。

石山会長

次に、議案番号3番について報告を願います。

8番、稲葉委員。

稲葉浩之委員

8番、稲葉です。議案第2号、番号3について、現地調査してまいりましたので、報告します。

5月8日午後1時30分より、現地にて農業委員4名、最適化推進委員2名、事務局より中村次長が出席しました。初めに事務局より申請内容について説明があり、住宅建築敷地として転用したい案件であるとの説明がありました。提出書類の確認を行って、その後、現地では〇〇〇〇の〇〇〇〇さんより図面を見ながら説明を受けました。申請地は、国道7号線〇〇〇〇より100メートルほど入った住宅街の中にある畑です。このため、2種農地に区分されています。周りに隣接する農地はなく、ここだけぽつんと残された区画でした。周りに被害を与える農地はありません。被害防除計画については、取水方法は上水道より、生活雑排水は下水道放流、雨水は既存の道路側溝に自然流下、造成計画については、盛土はしないが、一部石積みの土留めについて経年劣化が見られることから、コンクリート製品を用いて改善するとの説明がありました。

以上のことから、参加委員全員で許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

石山会長

次に、議案番号4番について報告を願います。

17番、佐藤委員。

佐藤健吉委員

議案第2号、番号4につきまして、〇〇〇〇地内の案件につきまして、5月14日に現地調査を実施しましたので、報告します。

当日は、農業委員5名、推進委員1名、事務局からは中村次長、鬼原主査が出席して、朝日支所会議室にて説明を受けた後、現地へ移動して、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏立会いの下に現地調査を実施しました。今回の申請は、国土交通省発注の国道7号の歩道設置工事に伴う現場事務所及び工事用車両の駐車場ということのために、約1年間一時転用をするものです。申請場所は、〇〇〇〇地区集落の北側に位置して、現在は耕作されていない農地であります。被害防除計画としては、盛土などはせず、駐車場は敷き鉄板を敷く計画で、現場事務所はプレハブの事務所を設置する計画となっておりました。また、水道は使用せず、トイレはくみ取り式の仮設トイレを設置するとのことでございました。

以上により、周囲の農地への土砂等の流出がないことや、周囲の農業用施設の利用もないこと

などから、朝日地域といたしましては委員全員で許可すべきものと意見になりました。なお、路線バスの道路沿いに面した場所もあることから、現場で車両の出入りについては十分注意することを申しつけました。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

石山会長

続きまして、番号5番、6番、7番について調査報告をお願いいたします。

7番、斎藤委員。

斎藤 博委員

7番、斎藤です。農地法第5条の規定による許可申請、番号5番、6番、7番について、5月11日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

当日は、午前9時30分、山北地区〇〇〇〇の現地におきまして、農業委員2名、最適化推進委員2名、事務局からは中村次長、山北支所の平方係長が出席し、初めに事務局より申請内容についての説明を受けました。その後、〇〇〇〇さん立会いの下に申請内容の確認を行いました。現地は、朝日温海道路勝木地区改良工事に関わる工事用道路及び資材置場として一時転用の許可申請をするものです。申請地周辺には、他の農地はなく、また土地所有者及び地元農家組合からの同意も得られ、使用に際しましては敷き鉄板にて対応するものです。

よって、山北地区といたしましては許可するものとの意見となりました。ご審議よろしく願いいたします。

石山会長

以上で調査報告を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようで……

石山会長

事務局から補足説明があるようですので。

中村次長

申し訳ございません。11ページ御覧いただきたいと思います。議案番号4番の〇〇〇〇の関係でございます。転用目的のところ、資材置場と書いておりましたけれど、現場事務所及び駐車場敷地でございます。大変申し訳ございません。修正したものを後ほどタブレットのほうにお送りさせていただきますので、申し訳ございませんけれども、この転用目的を訂正させていただきたいと思います。

石山会長

それでは、議案第2号について質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

蒲澤主任

それでは、18ページを御覧ください。議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が11件、賃貸借が34件、合わせて45件でございます。また、売買の設定が5件あります。

まず初めに、貸借の説明をいたします。それでは、番号1番から使用貸借の設定でございます。番号1番、出し手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、受け手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田ほか13筆、地積合計14,229平米、利用権等の種別、使用貸借による権利の設定、期間は10年間、改良区費は借人負担であります。

以降、20ページ、番号11番までが使用貸借の設定でございます。

続きまして、20ページ、番号12番からは賃貸借の設定でございます。番号12番、出し手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、受け手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積合計1,173平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間は10年間、借賃、10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は畑のためありません。

以降、29ページ、45番までが賃借権の設定でございます。

貸借の説明は以上でございます。

田島係長

それでは、貸借に続きまして中間管理機構の売買の案件について説明をさせていただきます。

29ページを御覧いただきたいと思います。番号46番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積6,872平米、契約の種別が所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。

続きまして、30ページを御覧いただきたいと思います。番号47番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田計3筆、地積計系4,270平米、契約の種別が所有権の移転、売買でございます。対価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっ

ております。

次に、番号48番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田計2筆、地積計1,231平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。

次に、番号49番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田計5筆、地積計3,019平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。

最後に、番号50番、譲渡人、埼玉県〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田計3筆、地積計3,046平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。

(位置説明省略)

位置図の説明は以上でございます。

議案第3号の説明については以上です。

石山会長

議案第3号の意見書の交付については、私が議事に参与できませんので、佐藤農地調整部会長にお願いし、退席をさせていただきます。

(1番 石山 章君退席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、会長に代わりまして、しばらく進行させていただきたいと思います。

最初に、18ページから19ページ、番号4番から8番、25ページから27ページ、番号31番から37番について審議に入ります。

議席番号5番の遠山委員、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(5番 遠山和孝君退席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、番号4番から8番まで、番号31番から37番までについて、ご意見、ご質問のある方、ありましたら挙手をお願いします。ありませんか。

(発言する者なし)

佐藤委員(農地調整部会長)

ご意見、ご質問はないようでありますので、4番から8番まで、番号31番から37番まで、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

佐藤委員(農地調整部会長)

異議なしと認め、番号4番から8番、31番から37番まで、利用権の設定は適当であるとして意

見書を交付します。

(5番 遠山和孝君着席)

佐藤委員(農地調整部会長)

遠山委員、4番から8番、31番から37番まで、利用権の設定は適当であるという意見を交付しますので、よろしくお願いいたします。

次に、24ページ、番号26番について質疑に入ります。議席番号4番の高橋委員が議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(4番 高橋大亮君退席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、番号26番について、ご意見、ご質問のある方ございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員(農地調整部会長)

特にないようですので、26番の利用権の設定は適当であるとして意見書を交付してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

佐藤委員(農地調整部会長)

ありがとうございます。

番号26番の利用権の設定は適当であるとして意見書を交付いたします。

(4番 高橋大亮君着席)

佐藤委員(農地調整部会長)

高橋委員、番号26番の利用権の設定は適当であるとして意見書を交付いたします。よろしくお願いいたします。

次に、28ページ、番号39番について審議に入ります。議席番号12番、船山委員、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(12番 船山 寛君退席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、番号39番についてご意見、ご質問のある方ございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員(農地調整部会長)

ご意見、ご質問がないようでありますので、39番の利用権の設定は適当であるとして意見書を交付してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

佐藤委員(農地調整部会長)

異議なしと認め、39番の利用権の設定は適当であるとして意見書を交付します。

(12番 船山 寛君着席)

佐藤委員（農地調整部会長）

船山委員、番号39番の利用権の設定は適当であるとして意見書を交付します。

次に、28ページ、番号40番について審議に入ります。議席番号13番、島田委員、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(13番 島田幸男君退席)

佐藤委員（農地調整部会長）

それでは、番号40番について、ご意見、ご質問のある方はございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員（農地調整部会長）

ご意見、ご質問がないようでありますので、番号40番の利用権の設定は適当であるとして意見書を交付してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

佐藤委員（農地調整部会長）

異議なしと認めて、番号40番の権利設定は適当であるとして意見書を交付します。

(13番 島田幸男君着席)

佐藤委員（農地調整部会長）

島田委員、番号40番の利用権の設定は適当であるとして意見書を交付します。

それでは、18ページ、番号1番から30ページ、番号50番まで、番号4番から8番、26番、31番、37番、39番、40番を除いて質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方ございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員（農地調整部会長）

特にないようでありますので、18ページ、番号1番から30ページ、番号50番まで、番号4番から8番、26番、31番、37番、39番、40番を除き、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

佐藤委員（農地調整部会長）

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、番号1番から50番までを承認して、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付いたします。

(1番 石山 章君着席)

佐藤委員（農地調整部会長）

会長、番号1番から番号50番まで、利用権の設定を適当として意見書を交付することといたしました。よろしくお願いいたします。

石山会長

ありがとうございました。

それでは、議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について説明いたします。

36ページ御覧いただきたいと思います。今月は2点でございます。番号1、申請人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、こちらにつきましては1筆、1,115平米のうち873.1平米です。変更区分は、用途区分の変更、変更目的はもみ殻庫建設、変更内容としましては、申請者は33.1ヘクタールの農業経営を行っています。このたび、新たにもみ殻庫及び資材搬入出時の作業スペースを確保するため計画変更するものです。農業用施設（もみ殻庫）1棟、木造平家建て、建築面積24.8平米でございます。こちら1,115平米のうち873ということで説明させていただきました。この残りの土地につきましては、令和4年度に転用許可等を受けて実施しておるため、残りの面積ということでございます。

続きまして、番号2、申請人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては9筆、6,760平米、変更区分は農用地区域への編入、変更目的は編入でございます。変更内容としましては、申請地は集团的に存在する農用地の区域に隣接しており、地域計画には申請地も含めて指定されている。このたび、農用地区域に編入することにより、担い手の農業経営の強化を図り、経営の安定化につなげることが見込まれるため、編入するものです。

（位置説明省略）

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、議案第4号について現地調査を実施していただいておりますので、議案番号1番について報告を願います。

9番、阿部委員。

阿部正一委員

9番、阿部です。それでは、荒川地域の議案第4号、番号1の案件につきまして、5月の13日、現地調査を実施いたしましたので報告申し上げます。

当日は、午前9時に荒川支所において、農業委員3名、推進委員2名、事務局から中村次長、

鬼原主査、それから支所から玉木係長が出席して、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地で移動して、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏立会いの下、申請内容を確認しました。今回の申請箇所は、令和4年度農用地利用計画の変更、用途区分の変更並びに農地法4条の許可を得た箇所の残りの農地をもみ殻庫の建設と荷下ろし等の作業スペースを設けるため、用途区分の変更を行うものであります。周囲に住宅はない場所であり、強風によりもみ殻が飛散しないように防風ネット等を設置して対応していましたが、このたび飛散防止と作業効率等を考え、既存の乾燥調製施設の脇に新たにもみ殻庫を建設することにしました。計画では、トイレ等の設置はなく、雨水排水自然流下で、周囲の道路側溝へ排水する計画となっております。

以上のことから、周囲の農地への影響のないことが確認取れたため、委員全員でやむを得ないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

続いて、議案番号2番について調査報告をお願いいたします。

14番、田村委員。

田村昭一委員

14番、田村です。議案第4号、番号2の村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について、朝日地域現地調査の報告をいたします。

朝日地域では、5月14日に農業委員5名、最適化推進委員1名、事務局からは中村次長さん、鬼原さん、朝日支所産業建設課からは園部さんが出席し、朝日支所2階において、村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について協議を行いました。午後1時30分から中村次長さんの説明を受け、協議を行いました。この土地は、地域計画に入っているものの、農業振興区域から除外されている。このこともあり、中山間地域直接支払交付金や多面的機能交付金の区域から外れていました。周りの土地は農業振興区域に指定されています。耕作者は、今後も耕作を続けていく予定で、地域計画にも入っています。地主の同意書及び区長さん、農家組合長さん、JA北新潟農業協同組合からは問題ありませんや異存ありませんの意見書が届いています。三面沿岸土地改良区の管理区域外の土地でした。このために、今まで農振区域から除外されていることや、三面沿岸土地改良区に加入していない経緯が不明なために、現地で区長さんの立会いということになりました。朝日支所での協議後、全員で現地の村上市〇〇〇〇の申請地を視察しました。現地では、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの立会いの下、確認作業を行いました。申請場所は、〇〇〇〇川に接する村上市〇〇〇〇地内の箇所です。申請地の周りは農業振興区域になっています。〇〇〇〇や〇〇〇〇さんの話を聞いても、なぜこの区域だけが農業振興区域や三面沿岸土地改良区に加入していないかのことは不明ということでした。

これを踏まえて協議した結果、特に朝日地域の農業委員会としては全員でやむを得ないとの意見でまとまりました。農用地利用計画（農用地地域への編入）を承認することになりました。ご

審議をよろしく願いいたします。

石山会長

それでは、今ほど説明、報告のあった議案第4号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、村上農業振興地域整備計画の変更に係る村上市の農業委員会、議案番号1番、2番について、双方ともやむを得ない旨通知することに決定しても異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第4号 村上農業振興地域整備計画の変更に係る村上市農業委員会の件はやむを得ない旨通知することに決定いたしました。

議案第5号 村上市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員の任命について議題といたします。

局長から説明願います。

東局長

それでは、追加でお配りさせていただきました議案第5号につきまして説明させていただきます。

内容といたしましては、村上市農業委員会遠藤俊樹委員を村上市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員に任命したいので、村上市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営要綱第3条の規定に基づき農業委員会の承認を求めるものでございます。

配付してあります協議連絡事項のほうの資料を参考に御覧いただきたいと思います。協議連絡事項の資料2になります。資料2の1枚目に評価委員会の名簿、それからその次に評価委員会運営要綱のほうを添付させてもらっております。この本総会の始まる前に評価委員会を臨時で開かせていただきまして、委員でありました大倉毅委員さんの辞職が同意を得られましたので、報告をさせていただきます。辞職につきましては、運営要綱の第4条第3項に評価委員は適正な理由があるときは評価委員会の同意を得て評価委員を辞職することができるとなっております。また、新たな委員の任命ですが、運営要綱の第3条に評価委員会は農業委員会が任命する農業委員10名で組織すると規定されておりますので、辞職された大倉委員に代わりまして遠藤委員の任命をお願いするものであります。

以上でございます。

石山会長

今ほど説明あった議案第5号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

議案は以上であります。

どうします。休憩しますか、やりますか、続いて。

石山会長

定例会終わってから農政部会あるそうですので、引き続き協議、連絡事項に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

それでは、引き続き協議、連絡事項に入ります。

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和8年5月25日

村上市農業委員会

会 長 石 山 章

同議事録署名委員

委 員 田 村 昭 一

委 員 佐 藤 裕 介